

平成 26 年度 第 3 回重要湿地見直し検討会 議事概要

日時：平成 27 年 3 月 4 日（水）14:00～17:00

場所：経済産業省別館 1111 会議室

出席：（検討委員）小林光（座長）、新庄久志、谷口真吾、田中次郎、藤原秀一、角野康郎、
河地正伸、呉地正行、金井裕、松井正文、亀崎直樹、西原昇吾、林正美、
諸喜田茂充、近藤高貴、風呂田利夫

（環境省自然環境計画課）鳥居敏男、山本麻衣、小泉亘司、高下翼

（事務局：日本国際湿地保全連合）名執芳博、佐々木美貴、中川雅博、比留間美帆

議題

1. 業務実施状況の報告
 - (1) 作業内容とスケジュール
 - (2) 現状カルテの作成状況
 - (3) 位置図情報の収集状況及び地方自治体へのヒアリング
2. 「改定重要湿地」(案)の検討
 - (1) 「共通の選定基準」と「生物分類群毎の選定手順等」の再確認
 - (2) 「改定重要湿地」(案)
 - (2-1) 再選定見送り湿地
 - (2-2) 追加湿地
 - (2-3) 湿地名及び範囲の変更
3. 保全・再生にあたっての課題の整理
4. その他

議事資料

資料 1：作業内容とスケジュール

資料 2-1：「共通の選定基準」と「生物分類群毎の選定手順等」の再確認

資料 2-2：「改定重要湿地」の選定状況

別紙 1：「改定重要湿地」の担当検討委員判定

別紙 2：追加湿地

資料 3：湿地の現状分析

資料 4：保全・再生にあたっての課題

第3回検討会の場で合意形成が図られたものは以下のとおり。

■議題1（業務実施状況の報告）

- 現状カルテの作成状況、位置図情報の収集状況等について事務局より報告。

■議題2（「改定重要湿地」(案)の検討）

(1)「共通の選定基準」と「生物分類群毎の選定手順等」の再確認

- 共通の選定基準の基準1と基準3について、修正案を承認する。
- 共通の選定基準の基準4について、植物にも適用されていることを考慮し、「生息する」を「生育・生息する」に修正する。
- 「生物分類群毎の選定手順と留意事項」は公開するため、担当検討委員は再確認する。記述の統一については、委員長と事務局に一任する。
- これまで「生物分類群毎の選定手順と留意事項」としていたものを「生物分類群毎の選定の考え方」とする。
- 「生物分類群」という表現については、事務局で再検討する。

(2)「改定重要湿地」(案)

(2-1) 再選定見送り湿地

- 再選定見送り湿地について、事務局より報告。最終案をまとめるために、委員長と事務局は、担当検討委員および関係自治体と、引き続き調整する。
- 再選定見送り湿地は、「改定重要湿地」リストには掲載されないが、別途、判定理由とともに公表する。その際、状況が改善されれば、次回見直しの際に再選定される可能性があることを付記する。
- 再選定見送り湿地の判定をした担当検討委員は、判定を下した理由を対外的に説明できるように、判定理由の確認と修正を行う。

(2-2) 追加湿地、(2-3) 湿地名及び範囲の変更

- 追加湿地について、複数の生物分類群で同一の湿地が「新規」となっている場合には、その重複を除いた数が、「改定重要湿地」の増加数となる。
- 新規に追加される湿地について、位置図情報を引き続き、収集する。
- 湿地名やその範囲について、担当検討委員および関係自治体の意見を参考にし、最終案を委員長と事務局が調整する。

(※ 改定重要湿地については、上記の調整を踏まえ、平成27年4月以降に公表の予定。)

■議題3（保全・再生にあたっての課題の整理）

(1) 湿地の現状分析

- 現状分析は、「全国的な傾向」「各生物分類群での劣化要因」「現状カルテによる各湿地

での取りまとめ」の3つの階層で実施している。

- 「各生物分類群での劣化要因」の分析結果は、本検討会の報告書として大事な部分であり、見直し結果の公表資料の土台ともなるため、事務局は記述内容を精査し、検討委員に再度諮る（湿原植生、マングローブ林、水草、昆虫類について具体的な指摘があった）。
- 重要湿地リストから外れてしまう湿地は少ないかもしれないが、公表にあたっては、多数の湿地が悪化傾向にあること、また、悪化しているが回復可能性を期待して再選定した湿地があるということをきちんと発信することが必要。
- その一方で、地域の取組により状況が改善している事例もあることを付記する。

(2) 保全・再生にあたっての課題

(2-1) 情報の収集・整理と調査体制

- 収集・整理された情報が有効活用されるためには、「現状カルテ」の継続的な更新が必要である。
- 湿地保全には人とのつながりが重要であるため、湿地が地域にとってどのような位置づけにあり、どのように活用されているかについてカルテの項目を追加するなど、情報の充実を図ると良い。
- 情報を効果的・効率的に収集するためには、自然環境保全の関係機関・団体やコンサルタントの関係者に協力を仰ぐと良い。ただし、守秘義務がある関係者もいることに留意する。
- 次回見直しまでの間隔が長くなると、検討委員や情報提供者の後継者不足のリスクが増すため、協力者のネットワークを構築する必要がある。
- 情報収集の方法として、関連学会への呼びかけや、HP を活用して不特定多数の者から情報提供してもらえるような仕組みも考えられる。

(2-2) 劣化要因の分析と保全・再生施策への活用

- ヨシ原を適切に管理をすることで、湿地環境が改善しトンボが回復した事例がある。ちょっとした取組でも効果があるということをPRすべき。
- 「現状カルテ」には、自然再生事業等により湿地環境が改善された事例や、上手くいっている取組についての情報を充実させると良い。
- 「現状カルテ」には、目指すべき湿地の姿について記入できる欄があると良い。
- 愛知目標のやり方なども参考に、取り組むべき課題を、誰が、どのように、いつまでに実施するかを明確にし、適宜、進捗状況をチェックする仕組みが必要である。また、ラムサール条約国別報告書を出す際にも、カルテの情報なども活用して湿地の状況を書ければよい。

(2-3) 「重要湿地」の普及啓発

- 地域による認知度の違いを解消させるため、地方自治体との連携を図る。
- 環境アセスメントにおいて、重要湿地の情報がきちんと活かされるようにしてほしい。また、公表に際しては、マスコミに取りあげられるよう、内容や表現を工夫してほしい。
- 地域の人たちが自分たちの宝に気付くことが大事。地元のキーマンを現地へ連れて行くなど保全のきっかけづくりが必要。また、頑張っている地域には感謝状を付与するなど活動を評価し、状況が悪化している地域には警告するなどメリハリを付けることも大事。お金をかけずともできることは沢山ある。
- HP 更新の際には、現在掲載されている古い写真を新しいものとするなど、閲覧者をひきつける工夫をすると良い。

(2-4) 位置図情報の取り扱い

- 自然環境保全基礎調査の植生図など、ベースとなる図を決めて、そこに重要湿地を落とし、いき情報を充実させていくとよい。
- 種名と位置図情報がセットで公開された場合（種によっては市町村名だけでも）に、乱獲リスクが高まることに留意し、公開情報と非公開情報の仕分け作業について、地方自治体の意見も聞きつつ、事務局と検討委員は慎重に対応する。

以上